

## 証券税制 - 配当・譲渡益の 10%税率は2010年まで?-

制度調査部  
吉井 一洋

上限金額は配当 50～100万円、譲渡益 500万円か

### 【要約】

12月11日に、自民党と公明党の税制調査会は、与党税制協議会を開き、上場株式等の配当・譲渡益への10%税率について議論を行った。

現在のところ、次のようにまとまった模様である。

配当の、譲渡益の10%税率については、一定額(配当は50～100万円?、譲渡益は500万円?)の上限を設けた上で、適用期限を2年延長する(ただし、配当の延長期間については議論あり)。2009年から株式の配当と譲渡損益の損益通算を実施し、2010年から特定口座での損益通算を実施する。

損益通算には上限金額を設けない。

今後は、上限金額や配当の適用期限について与党内でさらに調整を行い、13日公表予定の大綱に盛り込む。

### 1. 自民党の新証券税制案の概略

12月12日の朝刊各紙及び時事通信の報道によれば、自民党と公明党の税制調査会は、与党税制協議会において、上場株式の配当・譲渡益の10%税率延長に関する自民税調案の骨格がほぼ固まった模様である。概略は次のとおりである。

上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率は期限(配当は2009年3月末、譲渡益は2008年末)の到来と共に廃止する。

それと共に、激変緩和措置として上場株式等の配当・譲渡益(公募株式投資信託の分配金・譲渡益等、現在10%の税率が適用されているものを含むと思われる、以下同じ)に対し、2年間次の措置を設ける。

年間一定金額(50万円～100万円?)以下の配当には、10%税率を適用する。

年間一定金額(300～500万円?)以下の譲渡益には、10%税率を適用する。

配当と譲渡損益の通算は、2009年から認める。2009年は確定申告での損益通算となるが、早ければ2010年からは特定口座での損益通算も可能とする。損益通算に上限は設けない。

### 2. 上限金額の設定と年間取引報告書の提出

10%税率を適用する上限金額については、報道によれば、自民党では配当は100万円、譲渡益につ



いては 500 万円との意見が多かったようだが、公明党がそれぞれ 50 万円、300 万円の上限を主張しており、まだ与党内での最終決定には至っていない。10%税率の適用期限延長期間(2年)についても、配当に関しては3年、4年、5年といった話もある模様であり、まだ流動的である。

配当や譲渡益に対する 10%税率適用に上限金額が設けられることにより、各納税者の 1 年間の受取配当金額や 1 年間で得た譲渡益の額が限度額以内に収まっているか否かを、税務当局は確認する必要がある。そのため、一般口座における支払調書の提出だけでなく源泉徴収付特定口座であっても年間取引報告書の税務署への提出が求められることになると思われる。

支払調書については、現在、配当は 1 銘柄あたり 1 回 10 万円(年 1 回配当の場合)超、譲渡益については 1 回の譲渡対価の支払額が 30 万円超又は同一人への年間の譲渡対価の支払金額が 100 万円超の場合に提出が求められる。この限度額の引下げが行われる可能性も無いとはいえない。

特定口座の場合、源泉徴収無しの簡易申告口座では、支払調書に代えて年間取引報告書が税務署等に提出されるが、源泉徴収付の特定口座の場合は、年間取引報告書の提出が義務付けられていない。しかし、納税者が 10%税率の上限金額を超過して配当や譲渡益を獲得していないか税務署が確認できるようにするため、源泉徴収付の特定口座に関しても、年間取引報告書を税務署に提出することになる。

### 3. 損益通算の方法

2009 年からは確定申告で配当と譲渡損の通算が認められる模様だが、確定申告をした場合、配当の課税方法は総合課税になり、税率は上場株式の譲渡益と同じ 10%ではなく、累進税率となる。即ち、税率が異なる所得間の損益通算となる。したがって、配当・分配金を 10%の分離課税とした上で損益通算を認めるのか、総合課税のまま損益通算を認めるのかが問題となる。さらに仮に総合課税とした場合、配当控除と損益通算をどのように調整するかという問題もある。

特定口座での配当と譲渡損益の通算を可能とする時期については、証券会社の特定口座で配当の受け取りや源泉徴収が可能となることを前提に 2010 年としている。

ちなみに、源泉徴収付特定口座での対応としては次のようになる。

源泉徴収付特定口座では 10%の税率で源泉徴収を行う。2010 年からは配当も対象に追加される。他の口座も合わせた 1 年間の受取配当額、譲渡益が限度額を超過した顧客は、自分で確定申告を行う。

源泉徴収付特定口座からは、年間取引報告書を年 1 回、税務当局及び顧客に送付する。2009 年の年間取引報告書は現行どおりでかまわないが、2010 年分の年間取引報告書には配当・譲渡損益の損益通算後の損益と、損益通算前の配当金額・譲渡損益を記載する。

顧客は、年間取引報告書に基づいて税額を計算し確定申告を行う。

税務当局は証券会社から提出された年間取引報告書を用いて、限度額を超過している納税者がいないかを確認する。

なお、源泉徴収付特定口座の年間取引報告書については、2年間の延長期間経過後は、限度額管理が不要となるため、税務署への提出は不要となるとも考えられる。しかし、税務当局が一旦提出を求めるとした資料の提出を安易に廃止するとも思われず、その後も継続的に提出が求められる可能性がある。

#### 4. 将来の利子との損益通算

配当・譲渡益の10%税率の適用期限延長に2年という期限は、利子を含めた金融所得課税一体化の2011年からの実施を視野に入れてのものと思われる。早ければ2011年には、銀行のシステム対応が可能となる見込みとのことであり、公社債の利子・譲渡損益のみならず、預貯金の利子との損益通算が現実味を帯びてくる。なお、利子が損益通算の対象となった場合、損益通算の対象とする利子についても支払調書の提出が求められよう。特定口座内で利子と損益通算する場合は、年間取引報告書に利子に関する情報(利子の金額と口座を特定できる情報等)を記載することになるのではないかとと思われる(注)。

(注)配当・譲渡益に対する10%税率の2年の適用延長期間経過後も、継続して税務署に年間取引報告書の提出を求められるケースを想定している。なお、利子との損益通算について上限金額が設けられた場合は、年間取引報告書の提出は必須となろう。

特定口座を用いた損益通算の対象に預金の利子が加わった場合でも、証券会社の特定口座では預金は取り扱えず、預金の利子と、株式・公募株式投資信託の譲渡損益との損益通算はできない。一方、銀行の特定口座では公募株式投資信託の譲渡損益と預金利子との通算は可能だが、株式の譲渡損益との通算はできない。しかし、証券(金融商品)仲介業務を行っている銀行の場合、当該業務を通じて行われた顧客の株式取引のデータを把握することは可能である。また、証券会社を傘下に持つ大手銀行グループの場合、顧客情報をグループで共有することで、顧客の株式取引の情報や納税資金を銀行の特定口座に集約することも可能ではないかと思われる。銀行界では、ファイアウォール規制の緩和の一環として、個人顧客の情報のグループ内での共有に関する規制の緩和を求めている。規制が緩和されれば、そのような対応は一層容易になろう。

証券会社に特定口座を開設している顧客の利便性が、銀行に特定口座を開設している顧客の利便性と比べて劣ることのないよう、例えば、証券会社に特定口座の顧客が損益通算の対象としてある預金口座の利子を指定した場合、証券会社の特定口座に当該利子を送金し、証券会社の特定口座に損益通算できるようにするなどの対応が求められよう。各業者の顧客間のイコールフットイングを確保するための制度設計を、今後検討していく必要がある。

#### 5. 今後の予定

与党では10%軽減税率適用の上限金額、配当の延長期限についてさらに検討を行い、13日の大綱に改正案を盛り込む。例年であれば、与党の大綱がそのまま法案となり、国会で可決される。しかし、今回は参議院での審議において民主党との調整が必要となろう。報道によれば、民主党では配当に関しては10%税率の恒久化、譲渡益については2009年から本則の20%税率に戻す案を検討中と報じられており、どのような調整が行われるか注目される。